

開催年月日 平成26年5月14日(水)
 質問者 公明党 吉井 透 委員
 答弁者 保健福祉部長 高田 久
 子ども未来推進局参事 山 和彦

| 質問内容 | 答弁内容 |
|---|---|
| <p>一 被措置児童等虐待について 報告をいただきましたけれども、被措置児童等虐待の発生要因やその対応について数点お伺いしたいと思います。</p> <p>(一) 被措置児童等虐待を発生させる要因及び対応について まず、被措置児童等虐待が発生する原因について、どのようなことが要因と考えられるか、また、施設ではどのような対応を行っているか、お伺いします。</p> <p>(二) 「ネグレクト」が疑われた事案について 1 「ネグレクト」の定義について ネグレクトが疑われた事案について報告されています。結果的に虐待にあたらないということですが、まず、「ネグレクト」の定義についてお伺いしたいと思います。</p> <p>2 「ネグレクト」が疑われた事案について 報告のあった受理12件のうち、ネグレクトが疑われた事案について3件の報告がなされていますが、家庭での養育環境が十分でなかったり、不適切であったりという理由で、施設に入所してる児童が、施設内においても、「ネグレクト」という虐待を受けているということがあれば非常に残念なことであり、到底許されるものではないと思います。 今回、「ネグレクト」が疑われた事案はどのようなものなのかお伺いします。</p> | <p>【子ども未来推進局参事】 被措置児童等虐待の発生要因などについてであります。被措置児童等虐待につきましては、児童の障がいの特性や虐待を受けた経験などにより、周囲との人間関係を築きづらく、トラブルを生じるケースが多いことなどに対する施設職員や里親の理解が不足している場合などが主な発生要因と考えられるところでございます。 こうしたことから、各施設におきましては、被措置児童等虐待を防止するため、児童を直接指導する職員に対し、研修などを通じてその資質や指導技術の向上を図りますとともに、特定の職員が個々の児童の問題を抱え込むことのないよう、常時、複数の職員で児童に対応するための体制整備などに取り組んでいるところでございます。</p> <p>【子ども未来推進局参事】 ネグレクトについてであります。一般に、ネグレクトとは、親などの保護者が、子どもの健康や安全への配慮を怠り、適切な養育を放棄することでありまして、例えば、子どもに十分な食事を与えない、また、子どもが病気になっても病院へ連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出するなどの行為が該当するところでございます。 なお、被措置児童等虐待におけるネグレクトの定義につきましては、加害者が親などの保護者ではなく、施設職員や里親である点で一般のネグレクトとの違いがあるところでございます。</p> <p>【子ども未来推進局参事】 ネグレクトが疑われた事案についてであります。今回の報告にあるネグレクトとして通告を受けた3件の内容につきましては、里親が児童に十分な食事を与えていない、施設職員が児童を無視する、施設職員が児童の問題行動について見て見ぬふりをする、というものでありまして、通告後、振興局や児童相談所の職員が、当事者を含む入所児童や施設職員等に調査を行った結果、通告内容にある事実が認められなかったことから、いずれも虐待には該当しないものと判断したところでございます。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|--|--|
| <p>(三) 配慮を要する児童について</p> <p>このたび、児童養護施設を視察する機会を得ましたけれども、施設職員と意見交換をする中で、入所児童の中に、特別支援学級の対象であるなど、特別な配慮を要する児童が急激に増えている傾向にあるという風に伺いました。</p> <p>こういった配慮を要する児童への対応が多くなっていることが、施設における対応を困難にし、被措置児童等虐待を発生させる要因ともなっていると思われるわけでありまして、こうした点についてどのように受け止められているのかお伺いします。</p> <p>(四) 児童相談所との連携について</p> <p>対応について今お話を頂きましたけれども、特別な配慮を要する児童が急激に増えているという傾向にあることについて、施設の責任者の方は「大きな要因の一つとして、家庭の中でネグレクトをはじめとする虐待を受けたために、心身の発達に障害が起こったと推察されるケースが多い」と言われております。この点については専門家の意見も伺いながらの調査も検討する必要があると考えていますが、こういう現場の意見も踏まえて、障がいをもつ児童など、特別な配慮を要する児童も、必要な援助を受け、安心して暮らしていけるために、施設内の体制づくりはもとより、家庭の養育環境を良く理解するために施設が児童相談所等関係機関と良く連携することが不可欠だと思います。そうしたことが被措置児童等虐待の防止につながるものと考えていますけれども、道としての考えを伺います。</p> <p>部長から答弁をいただきましたが、疑われる事案ということで、まだまだ件数はそれほどでもないと思いますけれども、今回のご報告は非常に大事な案件だと思います。早期に意見交換の場を設けるというお答えをいただきましたけれども、準備を進めておられるとも伺っていますが、しっかりと関係機関の連携という対応についてお願いしたいと申し上げ、質問を終わります。</p> | <p>【子ども未来推進局参事】</p> <p>配慮を要する児童についてであります。障がいのある児童や虐待を受けた経験のある児童などの中には、独特な言動を示す児童もおりまして、そのような児童に対応する際に、職員の理解不足や指導技術の未熟さなどが要因となって、虐待につながることも考えられるところでございます。</p> <p>こうしたことから、施設におきましては、職員に対する研修を実施し、障がいのある児童等への理解や適切な対応方法の習得などを促すほか、心理療法担当の専門職員を配置することなどにより、障がいのある児童等への適切な対応の確保に努めているところでございます。</p> <p>【保健福祉部長】</p> <p>被措置児童等虐待の防止に向けた今後の対応についてですが、被措置児童等虐待は、改めて言うまでもなく、本来、児童を守るべき立場である職員等によるあってはならない行為であり、その発生を根絶していかなければならないものと認識をいたしております。</p> <p>このため、道といたしましては、今後とも、施設職員の資質向上や体制強化などを促すことはもとより、児童相談所が児童の処遇方針を策定するに際しまして、施設職員が児童の養育された家庭環境などを十分に理解できるよう、施設との連携を一層深めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、今年度におきましては、それぞれの施設におきまして、被措置児童等虐待の効果的な再発防止策や改善方策などが講じられますよう、道内の児童養護施設や関係団体と早期に意見交換の場を設けまして、施設内における研修の充実や関係機関間の連携のあり方など、幅広い観点から積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。</p> |